平成23年第7回野洲市議会定例会 市提出案件(追加)

議案番号	件	名	提出月日
議第110号	平成23年度野洲市一般会	計補正予算(第5号))	12月7日
議第111号	工事請負契約の変更につい 強・大規模改修工事(建築)		12月7日
議第112号	財産の取得について(市民	活動拠点施設用地)	12月7日
議第113号	和解及び損害賠償の額を定	こめることについて	12月7日

平成23年第7回野洲市議会定例会 市提出案件概要(追加)

1 補正予算 1件

□議第 110 号 平成 23 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)

①予算額

・補正前予算額 19,522,859千円

·補正額 1,300千円

·補正後予算額 19,524,159千円

②補正の概要

・和解に係る損害賠償金(1,300千円)

2 その他 3件

□議第 111 号 工事請負契約の変更について(野洲中学校耐震補強・大規模改修工事 (建築主体工事))

平成23年3月24日議決を得た野洲中学校耐震補強・大規模改修工事(建築主体工事)の請負契約を次のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

・変更前の契約金額 246,750,000円

· 変更金額 50,397,900円

変更後の契約金額297,147,900円

□議第112号 財産の取得について(市民活動拠点施設用地)

野洲駅前のアサヒビール㈱他1社が所有する小篠原字向平田2203番1、他4筆、9,345.01㎡の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第113号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 相手方野洲市 原告4名
- ・和解の要旨
- (1) 被告(野洲市)は、原告に対し、既払い金の他に、本件和解金として金130万円の支払い義務があることを認め、これを平成24年1月31日限り、原告が指定する銀行預金口座に振込み送金して支払う。
- (2) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (3) 当事者双方は、本件に関し、本和解内容に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

平成23年第7回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件名	提出月日
報告第10号	委任専決処分の報告について (和解及び損害賠償 の額を定めることについて)	11月30日
議第85号	平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号))	11月30日
議第86号	平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	11月30日
議第87号	平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	11月30日
議第88号	平成23年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算(第2号)	11月30日
議第89号	平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	11月30日
議第90号	平成23年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)	11月30日
議第91号	平成23年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)	11月30日
議第92号	野洲市暴力団排除条例	11月30日
議第93号	野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正 する条例	11月30日
議第94号	野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月30日
議第95号	野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例	11月30日
議第96号	野洲市野洲川-1地区基幹水利施設管理条例の一 部を改正する条例	11月30日
議第97号	野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	11月30日
議第98号	野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例	11月30日

議第99号	野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一 部を改正する条例	11月30日
議第100号	指定管理者の指定につき議決を求めることについ て(コミュニティセンターぎおう)	11月30日
議第101号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターしのはら)	11月30日
議第102号	指定管理者の指定につき議決を求めることについ て(コミュニティセンターみかみ)	11月30日
議第103号	指定管理者の指定につき議決を求めることについ て(コミュニティセンターきたの)	11月30日
議第104号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターやす)	11月30日
議第105号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターなかさと)	11月30日
議第106号	指定管理者の指定につき議決を求めることについ て(コミュニティセンターひょうず)	11月30日
議第107号	指定管理者の指定につき議決を求めることについ て (こどもの家)	11月30日
議第108号	休日急病診療に関する事務の委託につき議決を求 めることについて	11月30日
議第109号	第1次野洲市総合計画の改訂について	11月30日

平成23年第7回野洲市議会定例会 市提出案件概要

1 委任専決処分の報告 1件

<u>口報告第 10 号 委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めること</u> について)

市道野洲川右岸線における除草作業中の窓ガラス損傷事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

○損害賠償額 22,150円

2 補正予算 7件

□議第85号 平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)

① 予算額

·補正前予算額 19,357,026千円

・補正額 165,833千円

補正後予算額19,522,859千円

②補正の概要

- ・法人市民税の減額(△180,000 千円)
- ・普通交付税 (389,984 千円) および臨時財政対策債 (△232,569 千円) 確定に よる精査
- ・地域開発事業債借換債の繰上償還財源として工業団地等整備事業特別会計に対する繰出金を追加(100,000 千円)及びこれに相当する額を減債基金から繰り入れ(100,000 千円)
- ・コミュニティバス増便(中央循環コース)に係る準備経費を計上(2,097千円)
- ・制度改正に伴う子ども手当の減額(△145,999千円)
- ・(仮称)野洲第3こども園建設に係る費用(実施設計、土地購入費等)を計上(106,295千円)
- ・クリーンセンター第1焼却炉施設の臨時修繕に係る費用の追加(22,000千円)
- ・東消防署及び野洲市総合防災センター施設整備事業に係る費用の追加 (34,187 千円)
- ・B&G海洋センタープールの施設改修に係る備品購入費用の追加(3,278千円)
- ・人件費の精査 (△15,200 千円 職員給与費、嘱託職員雇用費及び選挙費における職員手当等に限る。)

□議第86号 平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

①予算額

補正前予算額4,513,116千円

補正額10,349千円

補正後予算額4、523、465千円

②補正の概要

- ・助成対象者の増加見込みによる人間ドック・脳ドック健診助成金の増額 (784 千円)
- ・額の確定による各種交付金、支援金、納付金、拠出金の精査
- ・決算剰余金の1/2相当額を財政調整基金に積立て(29,990千円)
- ・人件費の精査(△3,828千円 職員給与費及び嘱託職員雇用費に限る。)

□議第87号 平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

①予算額

・補正前予算額 365,508千円

・補正額 202千円

・補正後予算額 365,710千円

②補正の概要

・人件費の精査(202千円 職員給与費に限る。)

□議第88号 平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

①予算額

・補正前予算額 2,861,872千円

・補正額 7,732千円

· 補正後予算額 2,869,604千円

②補正の概要

- ・介護保険制度改正等に伴う電算システム改修費用を計上(2,100千円)
- ・今年度から実施している「百歳体操事業」の参加者の増加見込みによる必要経 費の増額(196千円)
- ・人件費の精査(5,668千円 職員給与費に限る。)

□議第89号 平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

① 予算額

・補正前予算額1,987,012千円

・補正額 41,592千円

·補正後予算額 2,028,604千円

②補正の概要

- ・市三宅東部土地区画整理内管渠工事実施設計業務委託料を計上(6,518千円)
- ・野洲駅前4-1枝線マンホールポンプ設置工事請負費を計上(10,692千円)
- ・公的補償金免除繰上償還に伴う公債費の精査及びその財源としての借換債の追加(34,200千円)
- 人件費の精査(△12,116千円 職員給与費に限る。)

□議第 90 号 平成 23 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

· 補正前予算額 1, 329, 087千円

- ・補正額 △2,300千円
- ・補正後予算額 1,326,787千円
- ②補正の概要
 - ・地域開発事業債借換債の繰上償還の追加(102,300千円)に伴う借換債の減額
 - 利子確定による償還利子の減額(△2,300千円)

□議第 91 号 平成 23 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 1 号)

①予算額

収益的収入及び支出

(支出)

・補正前予算額	804,	795千円
• 補正額	9,	753千円
• 補正後予算額	814,	5 4 8 千円

資本的収入及び支出

(収入)

• 補正前予算額	30,	5 1 6 千円
• 補正額	2,	363千円
• 補正後予算額	32,	879千円
(支出)		
• 補正前予質類	282	9 0 8 千田

補正前予算額
 相正額
 相正後予算額
 282,908千円
 4620千円
 285,528千円

- ②補正の概要
 - ・人件費の精査
 - ・市三宅区画整理内配水管布設工事設計委託料の計上

|3 条例の制定 1件|

□議第92号 野洲市暴力団排除条例

暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保するため本条例を制定する。

- ①概要
 - ・市所管の施設について暴力団としての使用は認めない。(第8条)
 - ・入札等において暴力団関係者の参加は認めない。(第6条)
 - ・暴力団が利するような行政施策は行わない。(第6条)
- ②施行日 平成24年1月1日

4 条例の改正 7件

□議第93号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び野洲市福祉医 療費助成条例の一部を改正する条例 障害者自立支援法の一部改正が施行されたことに伴い、引用条項の改正を行う。 ①概要

第1条 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 第10条の2第2号中「第5条第12項」→「第5条第13項」 「同条第6項」→「同条第7項」

第2条 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 第10条の2第2号中「第5条第13項」→「第5条第12項」

第3条 野洲市福祉医療費助成条例の一部改正

第2条第9号中「第5条第12項」⇒「第5条第13項」

第4条 野洲市福祉医療費助成条例の一部改正 第2条第9号中「第5条第13項」→「第5条第12項」

②施行日

公布の日(ただし、第2条、第4条は、平成24年4月1日)

□議第94号 野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成23年人事院勧告を踏まえ、職員の給与改定を行う。

①概要

第1条 野洲市職員の給与に関する条例の一部改正 別表第1(行政職給料表)、別表第2(教育職給料表)の全部改正 行政職給料表及び教育職給料表の中高年層(40歳代以上)に限定し、改正 する。(平均0.23%の減額)

第2条 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 平成18年4月1日の給与改正で現給補償を行った職員の給料月額の減額 平成21年減額改定対象職員 ・・・ 0.49% (99.1%) 引き下げる。

平成 21 年減額改定対象職員以外 ・・・ 0.49% (99.34%) 引き下げる。

②施行日

平成 23 年 12 月 1 日

□議第95号 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正を行う。

①概要

②施行日

公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

□議第 96 号 野洲市野洲川—1地区基幹水利施設管理条例等の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第59条の規定により、土地改良法第96条の4に第2項が加えられたことにより、引用条項の改正を行う。

①概要

- 第1条 野洲市野洲川―1地区基幹水利施設管理条例の一部改正 第1条中「第96条の4」⇒「第96条の4第1項」
- 第2条 野洲市野洲川─3地区基幹水利施設管理条例の一部改正 第1条中「第96条の4| ⇒「第96条の4第1項|
- 第3条 野洲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正 第1条中「第96条の4」⇒「第96条の4第1項」
- ②施行日 公布の日

□議第 97 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正されたことに 伴い、引用条項の改正を行う。

また、同政令は、平成24年4月1日には原因となる障害者自立支援法の改正 規定が施行されるため、その改正も併せて行う。

①概要

第1条

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」 \Rightarrow 「第5条第13項」 第9条の2第1項第2号中「同条第6項」 \Rightarrow 「同条第7項」

第2条

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」⇒「第5条第12項」

- ②施行日
 - ・第1条 公布の日から施行し、改正後の野洲市消防団員等公務災害補償条 例の規定は、平成23年10月1日から適用する。
 - · 第 2 条 平成 24 年 4 月 1 日

□議第98号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理、学童保育所施設の新設等、子ども 教室の廃止に伴い所要の改正を行う。

①概要

- ・「第34条の7」⇒「第34条の8」(第1条中)
- ・子ども教室の廃止に伴う、こどもの家の設置(第1条)及び入所児童の定義(第2条第2号)中の文言の整理
- ・こどもの家の新設、改修及び所在地移転(第3条第1項)並びに子ども教 室の廃止(同条第2項)

新設 中主第三こどもの家、中主第四こどもの家、北野第三こどもの家、 北野第四こどもの家

改修 三上第一こどもの家、三上第二こどもの家

廃止 中主子ども教室、北野子ども教室、三上子ども教室

- ・子ども教室の廃止に伴う、子ども教室の保育料(第11条)の廃止
- ②施行日 平成24年4月1日

□議第99号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

既設の4コースに加え、新たに「中央循環コース」を設置する。 施行日 平成24年4月1日

5 その他 10件

□議第 100 号-106 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

市内各コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①指定管理者

コミュニティセンターぎおう 妓王まちづくり推進協議会 コミュニティセンターしのはら 篠原学区自治連合会

コミュニティセンターみかみ 三上学区自治連合会

コミューノイビングーがかめ
二上子位日何度ロ云

コミュニティセンターきたの コミュニティセンターやす 野洲学区自治連合会

コミュニティセンターなかさと 中里学区自治連合会

コミュニティセンターひょうず 兵主学区自治連合会

②指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

□議第 107 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

こどもの家(学童保育所)の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方 自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①指定管理者

中主第一こどもの家	
中主第二こどもの家	
中主第三こどもの家	
中主第四こどもの家	
野洲第一こどもの家	
野洲第二こどもの家	
野洲第三こどもの家	
野洲第四こどもの家	
野洲第五こどもの家	
野洲第六こどもの家	

野洲第七こどもの家		
北野第一こどもの家	社会福祉法人	野洲市社会福祉協議会
北野第二こどもの家		
北野第三こどもの家		
北野第四こどもの家		
篠原こどもの家		
祇王第一こどもの家		
祇王第二こどもの家		
祇王第三こどもの家		
祇王第四こどもの家		
祇王第五こどもの家		
祇王第六こどもの家		
三上第一こどもの家		
三上第二こどもの家		

②指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

□議第 108 号 休日急病診療に関する事務の委託につき議決を求めることについて

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、規約を定め、休日急病診療に関する事務の委託を草津市に委託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

野洲市 休日急病診療に関する事務の事務委託に関する規約 草津市

(委託事務の範囲)

第1条 野洲市は、野洲市における休日急病診療に関する事務(以下「委託事務」 という。)の管理および執行を草津市に委託する。

(経費の負担および予算の執行)

- 第2条 委託事務の管理および執行に要する経費は、野洲市の負担とし、野洲市は、 あらかじめ、これを草津市に交付するものとする。
- 2 前項の経費の額および交付の時期は、草津市長が野洲市長と協議して定める。 この場合において、草津市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積もり に関する書類を野洲市長に送付しなければならない。
- 第3条 草津市長は、委託事務の管理および執行に係る収入および支出については、 草津市における休日急病診療に関する事務の管理および執行に要する経費(以下 「草津市の経費」という。)と併せて草津市特別会計において計上し、処理する ものとする。
- 第4条 委託事務の管理および執行に伴い徴収する使用料、手数料等の収入は、すべて草津市の収入とする。

第5条 草津市長は、各年度において、委託事務の管理および執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理および執行に要する 経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、草津市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに野洲市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 草津市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該要領を野洲市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 草津市長は、委託事務の管理および執行について連絡調整を図るため、野 洲市長と年2回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、草津市長または野洲 市長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

- 第8条 委託事務の管理および執行について適用される草津市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を新たに制定し、廃止し、またはその全部もしくは一部を改正しようとする場合においては、草津市は、あらかじめ、野洲市に通知しなければならない。
- 第9条 委託事務の管理および執行について適用される草津市の条例等を新たに 制定し、廃止し、またはその全部もしくは一部を改正した場合においては、草津 市は、直ちに当該条例等を野洲市に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知があったときは、野洲市は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他必要な事項)

第 10 条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務について必要な事項は、野 洲市と草津市とが協議して定める。

付 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 野洲市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する草津市の条例等が、 野洲市に適用される旨およびこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部または一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理および執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、草津市長がこれを草津市の経費と併せて決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、草津市長が野洲市長と協議して当該委託事務の管理および執行に係る部分については、速やかに野洲市に還付しなければならない。

口議第 109 号 第 1 次野洲市総合計画の改訂について

第1次野洲市総合計画を別冊のとおり改訂することにつき、野洲市議会基本条例(平成22年野洲市条例第31号)第11条第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。